

第 46 号議案

神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例の一部を改正する条例の件

神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 6 月 11 日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例の一部を改正する条例

神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例（平成30年12月条例第14号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号ウ中「含む。）」を「含む。以下同じ。）」に改め、同条に次の 1 号を加える。

(6) 大規模特定事業 特定事業のうち、事業区域の面積が 5 ヘクタール以上のものをいう。

第 4 条第 3 項第 2 号中「を撤去するために必要な費用」を「の解体及び撤去並びにこれに伴い発生する廃棄物の処理をするために必要な費用（以下「廃棄等費用」という。）」に改める。

第 8 条第 3 項中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 特定事業に係る資本費（特定施設の設置に係る工事費の総額をいう。）及び第23条に規定する損害賠償責任保険への加入に関する事項（いずれも大規模特定事業に係る事業計画書に限る。）

第 9 条第 1 項中「事業計画の内容が第 4 条第 2 項に規定する施設基準に適合」を「当該申請に係る事業が次の各号のいずれにも該当」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 事業計画の内容が第 4 条第 2 項に規定する施設基準に適合していること。
- (2) 大規模特定事業にあつては、第19条第 1 項に規定する保証金の預入がされ、同条第 3 項に規定する市との質権設定契約が締結されていること。

第12条第 4 号中「とき」を「とき。」に改め、同条に次の 2 号を加える。

(7) 第19条第1項の規定による保証金の預入をせず、又は同条第3項の規定による質権設定契約の締結をせずに大規模特定事業を実施したとき。

(8) 第23条の規定による損害賠償責任保険（特定施設の設置に係る期間中において、当該特定施設の設置を請け負う者が加入をする損害賠償責任保険を含む。）への加入をせずに大規模特定事業を実施したとき。

第14条第2項中「第1項の」の次に「規定による」を加える。

第16条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 大規模特定事業を実施する事業者は、前項の報告を行う際に、併せて規則で定める財務計算に関する諸表及び第23条に規定する損害賠償責任保険への加入を示す書類を市長に提出しなければならない。

第24条を第30条とする。

第23条第2項に次の1号を加える。

(5) 第18条第3項の規定により事業者の地位の承継に係る届出をしなければならない場合において、その届出をしなかったとき。

第23条を第29条とする。

第22条中「第20条」を「第26条」に改め、同条を第28条とし、第21条を第27条とする。

第20条第8号を同条第10号とし、同条第7号中「第18条第1項」を「第24条第1項」に改め、同号を同条第9号とし、同条第6号中「第18条第1項」を「第24条第1項」に改め、同号を同条第8号とし、同条第5号の次に次の2号を加える。

(6) 第19条第1項の規定に違反して保証金の預入をせず、又は同条第3項の規定に違反して市と質権設定契約を締結せずに大規模特定事業を実施している者

(7) 第23条の規定に違反して、損害賠償責任保険（特定施設の設置に係る期間中において、当該特定施設の設置を請け負う者が加入をする損害賠償責任保険を含む。）への加入をせずに大規模特定事業を実施している者

第20条を第26条とする。

第19条を第25条とし、第18条を第24条とし、第17条の次に次の6条を加える。

(特定事業の承継)

第18条 事業者より特定事業の全部を譲り受けた者は、当該事業者のこの条例の規定による地位を承継する。

- 2 事業者について特定事業の全部の相続、合併又は分割（特定事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により特定事業の全部を承継した法人は、当該事業者のこの条例の規定による地位を承継する。
- 3 前2項の規定により事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出るとともに、土地の所有者及び占有者に通知しなければならない。

(大規模特定事業に係る廃棄等費用の確保及び管理)

第19条 事業者（第10条第1項又は第14条第1項の規定に基づき変更後の事業計画が大規模特定事業に該当することとなる事業者及び第18条第1項又は第2項の規定に基づき事業者の地位を承継した者を含む。以下この条から第23条までにおいて同じ。）は、大規模特定事業の実施に当たっては、適切に廃棄等費用を確保していることを保証するため、あらかじめ当該事業に係る廃棄等費用に係る現金（以下「保証金」という。）を金融機関に預入しなければならない。

- 2 前項の規定による保証金の額は、次に掲げる額のうちいずれか高い額とする。
 - (1) 事業者が設置しようとする特定施設の発電出力に、発電出力1キロワット当たりの資本費（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第67条に規定される調達価格等算定委員会において示される調達価格（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第3条第1項に規定する調達価格をいい、事業者が実施しようとする特定事業に適用されることとなる年度のものをいう。以下同じ。）の算定に用いたものをいう。）の100分の5に相当する額を乗じて得た額。ただし、令和2年度以後の調達価格の適用を受けることとなる特定事業を実施しようとする場合にあっては、事業者が設置しようとする特定施設の発電出力に1キロワット当たり1万円を乗じて得た額とする。

(2) 事業者が実施しようとする特定事業に係る資本費（第8条第3項第6号に規定するものをいう。）の100分の5に相当する額又は当該特定事業に係る廃棄等費用の見積額

3 第1項の規定により保証金を預入した者は、第8条第1項の規定に基づく市長の許可を受けようとする者にあつては当該許可を受けるまでに、第13条第1項の規定に基づく届出を行おうとする者にあつては特定施設の設置に着手するまでに、当該保証金に係る預金債権について市を質権者とする質権を設定するため、市と質権設定契約を締結するとともに、当該質権の設定につき、市に対抗要件を備えさせなければならない。

4 第10条第1項又は第14条第1項の規定に基づき変更後の事業計画が大規模特定事業に該当することとなる事業者に係る前項の規定の適用については、同項中「第8条第1項」とあるのは「第10条第1項」と、「第13条第1項」とあるのは「第14条第1項」と、「特定施設の設置」とあるのは「特定施設の設置に係る事業計画の変更に伴い生じる工事」と読み替えるものとする。

5 第18条第1項の規定に基づき事業者の地位を承継した者に係る第3項の規定の適用については、同項中「第8条第1項の規定に基づく市長の許可を受けようとする者にあつては当該許可を受けるまでに、第13条第1項の規定に基づく届出を行おうとする者にあつては特定施設の設置に着手するまでに」とあるのは、「第18条第1項の規定により事業者の地位を承継した際に、特定施設の設置に着手していない場合にあつては特定施設の設置に着手するまでに、特定施設の設置に着手している場合にあつては第18条第3項の規定に基づく市長への届出を行った後速やかに」と読み替えるものとする。

6 第1項から第4項までの規定は、既に大規模特定事業を実施している事業者が新たに事業計画の変更（第10条第1項ただし書及び第14条第1項ただし書に規定する変更を含む。）をすることにより預入をすべき保証金の額が増加する場合の当該増加する額の預入について準用する。

（大規模特定事業に係る廃棄等費用の確保等に係る公表）

第20条 市長は、前条の規定に基づき事業者が保証金の預入をしたときは、当該預入をした旨及び当該保証金の額を公表するものとする。

(保証金の使途)

第21条 保証金は、事業者が第28条に基づく命令を受けたにもかかわらず、当該命令に係る措置の全部又は一部を履行しなかったことにより、災害の発生の防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全に著しい支障が生じると認める場合は、当該保証金を市が行政代執行法（昭和23年法律第43号）第2条又は同法第3条第3項の規定により災害の発生の防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全をするために講ずる措置に要する費用のうち廃棄等費用に該当するものに充てることができる。

2 前項に規定する場合のほか、保証金は、事業者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第19条の5第1項又は同法第19条の6第1項の規定に基づく命令を受けたにもかかわらず、当該命令に係る措置の全部又は一部を履行しなかったことにより、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、同法第19条の8第1項第1号、第3号又は第4号の規定に該当すると認める場合は、当該保証金を市が同項の規定により講ずる支障の除去等の措置に要する費用のうち廃棄等費用に該当するものに充てることができる。

3 市長は、前2項の措置を講じた場合において、保証金の額が当該措置に要した費用の額より少ないときは、その差額を事業者に負担させることができる。

4 前項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の8第5項において準用する行政代執行法の規定の例によるものとする。

(質権設定契約の解除等)

第22条 市は、次に掲げる場合には、第19条第3項の規定により締結した質権設定契約を解除するものとする。

(1) 第9条第3項（第10条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、許可の申請に対して許可をしない決定をし、それを通知したとき。ただし、大規模特定事業を実施していない場合に限る。

(2) 第10条第1項又は第14条第1項の規定に基づく事業計画の変更により、変更後の特定事業が大規模特定事業に該当しないこととなったとき。ただし、

大規模特定事業を実施している場合にあつては、災害発生の防止のために必要な措置等がとられていると市長が認めるときに限る。

(3) 第12条の規定に基づき、特定事業の実施に係る許可を取り消したとき。ただし、大規模特定事業を実施していない場合に限る。

(4) 第18条第1項の規定による事業者の地位の承継があつた場合において、同項の規定により事業者の地位を承継した者と新たに第19条第5項の規定により読み替えて適用する同条第3項の規定に基づく質権設定契約を締結したとき。

(5) 特定施設の廃止に関する事業を完了したとき。

2 事業者は、特定施設の解体及び撤去並びにこれに伴い発生する廃棄物の処理のために保証金を使用するとき、第10条第1項又は第14条第1項の規定に基づく事業計画の変更により預入をすべき保証金の額が減少するときその他相当の理由があるときは、第19条第1項の規定により預入した保証金の減額を市に申し入れることができる。

3 前項の規定による申入れがあつた場合において、市は、保証金を減額したとしても適切に廃棄等費用が確保されていると認めるとき（保証金の全額を減額する場合にあつては、特定施設の廃止に関する事業が完了したと認めるとき、又は完了する見込みであると認めるとき）は、保証金の減額をすることができる。

4 市は、前項の規定により保証金の減額をする場合は、第19条第3項の規定により締結した質権設定契約に係る手続その他の当該保証金の減額に伴い必要となる手続を行うものとし、事業者はこれに協力するものとする。

（大規模特定事業に係る損害賠償責任保険への加入）

第23条 事業者は、大規模特定事業の実施に当たっては、特定施設の設置に着手する日から特定施設を廃止する日までの間、当該大規模特定事業の実施に起因して生じた他人の生命又は身体及び財産に係る損害を填補する保険又は共済（以下「損害賠償責任保険」という。）への加入をしなければならない。ただし、特定施設の設置に係る期間中の損害賠償責任保険への加入にあつては、当該特定施設の設置を請け負う者が、損害賠償責任保険への加入をすることで足りる

ものとする。

- 2 第10条第1項又は第14条第1項の規定に基づき変更後の事業計画により当該特定事業が大規模特定事業に該当することとなる事業者に係る前項の規定の適用については、同項中「特定施設の設置」とあるのは「特定施設の設置に係る事業計画の変更に伴い生じる工事」と読み替えるものとする。
- 3 第18条第1項又は第2項の規定に基づき事業者の地位を承継した者に係る第1項の規定の適用については、同項中「特定施設の設置に着手する日から特定施設を廃止する日までの間」とあるのは「第18条第1項又は第2項の規定により事業者の地位を承継した際に、特定施設の設置に着手していない場合にあっては特定施設の設置に着手する日から特定施設を廃止する日までの間、特定施設の設置に着手している場合にあっては事業者の地位を承継した日から特定施設を廃止する日までの間」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年10月1日から施行する。
(第19条の大規模特定事業に係る廃棄等費用の確保及び管理に係る経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に第8条第2項の規定に基づく許可申請書が提出されている特定事業、第13条第2項の規定に基づく届出書が提出されている特定事業又は特定施設の設置に着手している特定事業(特定施設の設置を完了している特定事業を含む。以下同じ。)については、施行日以後に事業計画の変更(第10条第1項ただし書及び第14条第1項ただし書の規定の適用を受けるものを除く。)が行われるまでの間は、この条例による改正後の神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例(以下「新条例」という。)第19条の規定は、適用しない。
(第23条の大規模特定事業に係る損害賠償責任保険への加入に係る経過措置)
- 3 施行日前に第8条第2項の規定に基づく許可申請書が提出されている特定事業、第13条第2項の規定に基づく届出書が提出されている特定事業又は特定施設の設置に着手している特定事業については、施行日以後に事業計画の変更(第10条第1項ただし書及び第14条第1項ただし書の規定の適用を受けるもの

を除く。)が行われるまでの間における新条例第23条第1項の適用については、同項中「加入をしなければならない」とあるのは「加入をするよう努めなければならない」と、「加入をする」とあるのは「加入をするよう努める」とする。

理 由

大規模な太陽光発電施設について、施設の廃棄等費用の事前確保を義務付ける等に当たり、条例を改正する必要があるため。

(参 考)

神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1), (2) 略

(3) 特定事業 次に掲げる事業をいう。

ア, イ 略

ウ 特定施設の廃止（電気事業者その他の者への電気の供給を終了することをいう。）に関する事業（特定施設の撤去その他の特定施設を廃止した後に必要となる措置を含む。）

(4), (5) 略

含む。以下同じ。)

(6) 大規模特定事業 特定事業のうち、事業区域の面積が5ヘクタール以上のものをいう。

(事業者の責務)

第4条 略

2 略

3 事業者は、計画的に資金を積み立てることその他の方法により、次に掲げる費用を確保しなければならない。

(1) 略

(2) 特定施設を撤去するために必要な費用その他の特定施設の廃止に要する費用

の解体及び撤去並びにこれに伴い発生する廃棄物の処理をするために必要な費用（以下「廃棄等費用」という。)

(特定事業の実施に係る許可)

第8条 略

2 略

3 事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1)～(5) 略

(6) 略

(許可の基準等)

第9条 市長は、前条第1項の許可に係る申請があった場合において、事業計画の内容が第4条第2項に規定する施設基準に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

2, 3 略

(許可の取消し)

第12条 市長は、許可事業者が次のいずれかに該当するときは、第8条第1項及び第10条第1項の許可を取り消すことができる。

(1)～(3) 略

(4) 第8条第1項又は第10条第1項の許可を受けた日から起算して1年を経過した日までに特定施設の設置に着手しなかつたとき

(5), (6) 略

(6) 特定事業に係る資本費（特定施設の設置に係る工事費の総額をいう。）及び第23条に規定する損害賠償責任保険への加入に関する事項（いずれも大規模特定事業に係る事業計画書に限る。）

(7)

当該申請に係る事業が次の各号のいずれにも該当

(1) 事業計画の内容が第4条第2項に規定する施設基準に適合していること。

(2) 大規模特定事業にあつては、第19条第1項に規定する保証金の預入がされ、同条第3項に規定する市との質権設定契約が締結されていること。

とき。

(7) 第19条第1項の規定による保証金の預入をせず、又は同条第3項の規定による質権設定契約の締結をせずに大規模特定

(第8条第1項各号に掲げる区域の外における事業計画の変更に係る届出等)

第14条 略

2 前条第2項及び第3項の規定は、第1項の_____
届出について準用する。

3 略

(特定施設設置完了後の定期報告)

第16条 略

2 前項の報告は、特定施設を廃止した後に必要となる措置が完了するまで行わなければならない。

事業を実施したとき。

(8) 第23条の規定による損害賠償責任保険
(特定施設の設置に係る期間中において、当該特定施設の設置を請け負う者が加入をする損害賠償責任保険を含む。)への加入をせずに大規模特定事業を実施したとき。

規定による

2 大規模特定事業を実施する事業者は、前項の報告を行う際に、併せて規則で定める財務計算に関する諸表及び第23条に規定する損害賠償責任保険への加入を示す書類を市長に提出しなければならない。

3 第1項

(特定事業の承継)

第18条 事業者より特定事業の全部を譲り受けた者は、当該事業者のこの条例の規定による地位を承継する。

2 事業者について特定事業の全部の相続、合併又は分割(特定事業の全部を承継させるものに限る。)があったときは、相続人(相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割に

より特定事業の全部を承継した法人は、当該事業者のこの条例の規定による地位を承継する。

3 前2項の規定により事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出るとともに、土地の所有者及び占有者に通知しなければならない。

(大規模特定事業に係る廃棄等費用の確保及び管理)

第19条 事業者（第10条第1項又は第14条第

1項の規定に基づき変更後の事業計画が大規模特定事業に該当することとなる事業者及び第18条第1項又は第2項の規定に基づき事業者の地位を承継した者を含む。以下この条から第23条までにおいて同じ。）は、大規模特定事業の実施に当たっては、適切に廃棄等費用を確保していることを保証するため、あらかじめ当該事業に係る廃棄等費用に係る現金（以下「保証金」という。）を金融機関に預入しなければならない。

2 前項の規定による保証金の額は、次に掲げる額のうちいずれか高い額とする。

(1) 事業者が設置しようとする特定施設の発電出力に、発電出力1キロワット当たりの資本費（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第67条に規定される調達価格等算定委員会において示される調達価格（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第3条第1項に規定する調達価格をいい、事業者が実施しようとする特定事業に適用されることとなる年度のもの

をいう。以下同じ。)の算定に用いたものをいう。)の100分の5に相当する額を乗じて得た額。ただし、令和2年度以後の調達価格の適用を受けることとなる特定事業を実施しようとする場合にあっては、事業者が設置しようとする特定施設の発電出力に1キロワット当たり1万円を乗じて得た額とする。

(2) 事業者が実施しようとする特定事業に係る資本費(第8条第3項第6号に規定するものをいう。)の100分の5に相当する額又は当該特定事業に係る廃棄等費用の見積額

3 第1項の規定により保証金を預入した者は、第8条第1項の規定に基づく市長の許可を受けようとする者にあつては当該許可を受けるまでに、第13条第1項の規定に基づく届出を行おうとする者にあつては特定施設の設置に着手するまでに、当該保証金に係る預金債権について市を質権者とする質権を設定するため、市と質権設定契約を締結するとともに、当該質権の設定につき、市に対抗要件を備えさせなければならない。

4 第10条第1項又は第14条第1項の規定に基づき変更後の事業計画が大規模特定事業に該当することとなる事業者に係る前項の規定の適用については、同項中「第8条第1項」とあるのは「第10条第1項」と、「第13条第1項」とあるのは「第14条第1項」と、「特定施設の設置」とあるのは「特定施設の設置に係る事業計画の変更に伴い生じる工事」と読み替えるものとする。

5 第18条第1項の規定に基づき事業者の地

位を承継した者に係る第3項の規定の適用については、同項中「第8条第1項の規定に基づく市長の許可を受けようとする者にあつては当該許可を受けるまでに、第13条第1項の規定に基づく届出を行おうとする者にあつては特定施設の設置に着手するまでに」とあるのは、「第18条第1項の規定により事業者の地位を承継した際に、特定施設の設置に着手していない場合にあつては特定施設の設置に着手するまでに、特定施設の設置に着手している場合にあつては第18条第3項の規定に基づく市長への届出を行った後速やかに」と読み替えるものとする。

6 第1項から第4項までの規定は、既に大規模特定事業を実施している事業者が新たに事業計画の変更（第10条第1項ただし書及び第14条第1項ただし書に規定する変更を含む。）をすることにより預入をすべき保証金の額が増加する場合の当該増加する額の預入について準用する。

（大規模特定事業に係る廃棄等費用の確保等に係る公表）

第20条 市長は、前条の規定に基づき事業者が保証金の預入をしたときは、当該預入をした旨及び当該保証金の額を公表するものとする。

（保証金の使途）

第21条 保証金は、事業者が第28条に基づく命令を受けたにもかかわらず、当該命令に係る措置の全部又は一部を履行しなかったことにより、災害の発生の防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全に著しい支障が生じると認める場合は、当該保証金

を市が行政代執行法（昭和23年法律第43号）第2条又は同法第3条第3項の規定により災害の発生の防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全をするために講ずる措置に要する費用のうち廃棄等費用に該当するものに充てることができる。

2 前項に規定する場合のほか、保証金は、事業者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第19条の5第1項又は同法第19条の6第1項の規定に基づく命令を受けたにもかかわらず、当該命令に係る措置の全部又は一部を履行しなかったことにより、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、同法第19条の8第1項第1号、第3号又は第4号の規定に該当すると認める場合は、当該保証金を市が同項の規定により講ずる支障の除去等の措置に要する費用のうち廃棄等費用に該当するものに充てることができる。

3 市長は、前2項の措置を講じた場合において、保証金の額が当該措置に要した費用の額より少ないときは、その差額を事業者に負担させることができる。

4 前項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の8第5項において準用する行政代執行法の規定の例によるものとする。

（質権設定契約の解除等）

第22条 市は、次に掲げる場合には、第19条第3項の規定により締結した質権設定契約を解除するものとする。

（1）第9条第3項（第10条第3項において

準用する場合を含む。)の規定に基づき、
許可の申請に対して許可をしない決定を
し、それを通知したとき。ただし、大規
模特定事業を実施していない場合に限
る。

(2) 第10条第1項又は第14条第1項の規定
に基づく事業計画の変更により、変更後
の特定事業が大規模特定事業に該当しな
いこととなったとき。ただし、大規模特
定事業を実施している場合にあっては、
災害発生の防止のために必要な措置等が
とられていると市長が認めるときに限
る。

(3) 第12条の規定に基づき、特定事業の実
施に係る許可を取り消したとき。ただ
し、大規模特定事業を実施していない場
合に限る。

(4) 第18条第1項の規定による事業者の地
位の承継があった場合において、同項の
規定により事業者の地位を承継した者と
新たに第19条第5項の規定により読み替
えて適用する同条第3項の規定に基づく
質権設定契約を締結したとき。

(5) 特定施設の廃止に関する事業を完了した
とき。

2 事業者は、特定施設の解体及び撤去並び
にこれに伴い発生する廃棄物の処理のため
に保証金を使用するとき、第10条第1項又
は第14条第1項の規定に基づく事業計画の
変更により預入をすべき保証金の額が減少
するときその他相当の理由があるときは、
第19条第1項の規定により預入した保証金
の減額を市に申し入れることができる。

3 前項の規定による申入れがあった場合に

において、市は、保証金を減額したとしても適切に廃棄等費用が確保されていると認めるとき（保証金の全額を減額する場合にあっては、特定施設の廃止に関する事業が完了したと認めるとき、又は完了する見込みであると認めるとき）は、保証金の減額をすることができる。

4 市は、前項の規定により保証金の減額をする場合は、第19条第3項の規定により締結した質権設定契約に係る手続その他の当該保証金の減額に伴い必要となる手続を行うものとし、事業者はこれに協力するものとする。

（大規模特定事業に係る損害賠償責任保険への加入）

第23条 事業者は、大規模特定事業の実施に当たっては、特定施設の設置に着手する日から特定施設を廃止する日までの間、当該大規模特定事業の実施に起因して生じた他人の生命又は身体及び財産に係る損害を填補する保険又は共済（以下「損害賠償責任保険」という。）への加入をしなければならない。ただし、特定施設の設置に係る期間中の損害賠償責任保険への加入にあっては、当該特定施設の設置を請け負う者が、損害賠償責任保険への加入をすることで足りるものとする。

2 第10条第1項又は第14条第1項の規定に基づき変更後の事業計画により当該特定事業が大規模特定事業に該当することとなる事業者に係る前項の規定の適用については、同項中「特定施設の設置」とあるのは「特定施設の設置に係る事業計画の変更に伴い生じる工事」と読み替えるものとする。

(報告の徴収及び立入調査)

第18条 略

2, 3 略

(指導及び助言)

第19条 略

(勧告)

第20条 市長は、次に掲げる者に対し、期限を定めて、災害の発生の防止のために、又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全のために必要な措置その他の措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

(1)～(5) 略

る。

3 第18条第1項又は第2項の規定に基づき事業者の地位を承継した者に係る第1項の規定の適用については、同項中「特定施設の設置に着手する日から特定施設を廃止する日までの間」とあるのは「第18条第1項又は第2項の規定により事業者の地位を承継した際に、特定施設の設置に着手していない場合にあつては特定施設の設置に着手する日から特定施設を廃止する日までの間、特定施設の設置に着手している場合にあつては事業者の地位を承継した日から特定施設を廃止する日までの間」と読み替えるものとする。

第24条

第25条

第26条

(6) 第19条第1項の規定に違反して保証金の預入をせず、又は同条第3項の規定に違反して市と質権設定契約を締結せずに大規模特定事業を実施している者

(7) 第23条の規定に違反して、損害賠償責任保険（特定施設の設置に係る期間中において、当該特定施設の設置を請け負う者が加入をする損害賠償責任保険を

(6) 第18条第1項の規定に違反して報告をせず、若しくは資料の提出をせず、又は同項の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料の提出をした者

(7) 第18条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(8) 略

(公表)

第21条 略

(命令)

第22条 市長は、第20条に規定する勧告を受けた者が、前条の規定によりその勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、災害の発生の防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全に著しい支障が生じると認めるときは、その者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(過料)

第23条 略

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、事業者は、1万円以下の過料に処する。

(1)～(4) 略

(施行細目の委任)

第24条 略

む。)への加入をせずに大規模特定事業を実施している者

(8) 第24条第1項

(9) 第24条第1項

(10)

第27条

第28条

第26条

第29条

(5) 第18条第3項の規定により事業者の地位の承継に係る届出をしなければならない場合において、その届出をしなかつたとき。

第30条

第 46 号議案 神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例の一部を改正する条例の概要

1. 改正の理由

大規模な太陽光発電施設について、施設の廃棄等費用の事前確保及び事業の透明性の確保等を義務付ける等に当たり、条例を改正する必要があるため。

2. 主な改正内容

(1) 大規模太陽光発電施設（事業区域 5 ha 以上）に対し以下の手続を義務付け

①施設の廃棄等費用の事前確保及び管理

- ・施設の廃棄等費用（発電終了後の施設の解体、撤去及びこれに伴い発生する廃棄物の処理のための費用をいい、事業の資本費（工事費）の 5%相当額とする。）について、施設着工前に金融機関に一括で預入すること。
- ・当該預金について市による質権を設定し、行政代執行実施時の保証金とする。
- ・事業者が廃棄等費用を確保したときは、市長はその金額を公表する。

②損害賠償責任保険への加入

- ・事業（工事及び発電事業）実施期間中の損害賠償責任保険（事業に起因して生じた他人の生命、身体及び財産に係る損害を填補する保険）への加入を義務付け。

③財務諸表の提出

- ・適切な維持管理費用の確保のチェックのため、毎年度の維持管理報告書にあわせて財務諸表の提出を義務付け。

(2) その他

○事業の承継の届出

- ・事業の譲受、相続、法人の合併・分割により事業を承継する場合の届出を規定

3. 施行期日

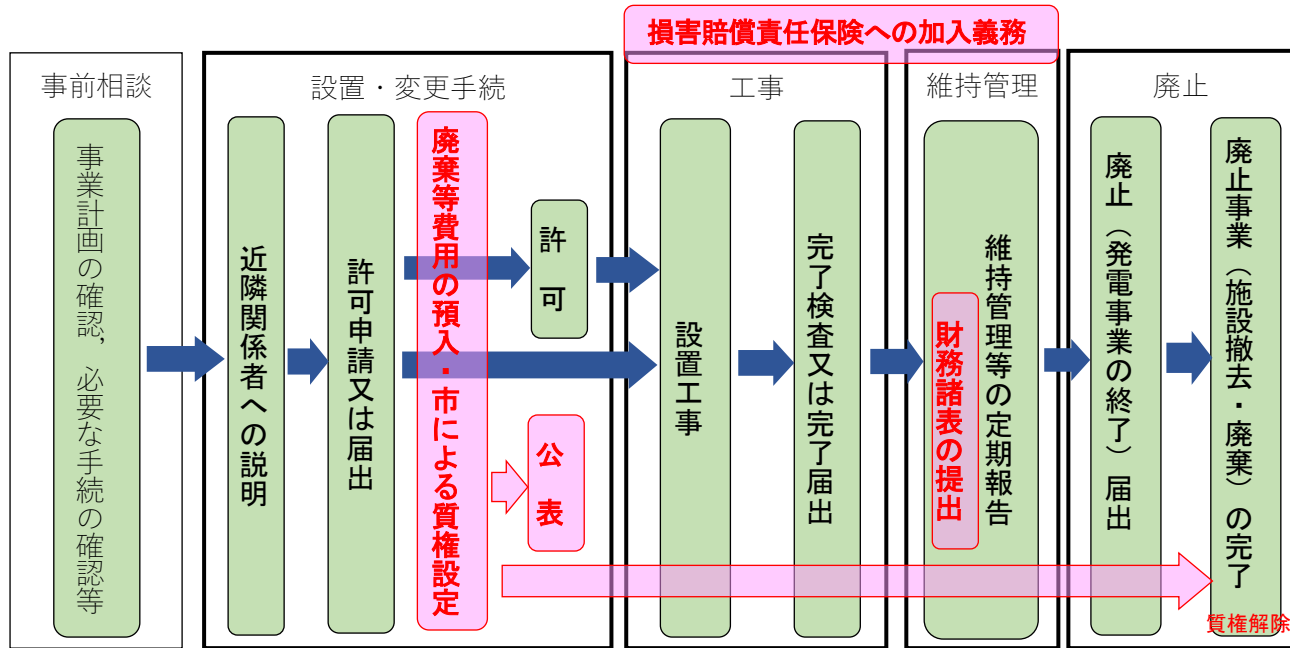
令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

4. その他

今後規則で下記事項を定める

- (1) 事業計画の記載事項として、5%以上の出資者の報告を規定。
- (2) 維持管理報告書と併せて提出する財務諸表として貸借対照表、損益計算書等を規定。
- (3) 事業の承継届に記載する事項の規定。
- (4) 施設基準の改正事項（5 ha 以上の大規模施設に係る残置森林率を 50%（50ha 以上は 60%）に引き上げ、パネル設置地盤の植生等の表面被覆の実施・排水対策の強化を規定。）

○大規模太陽光発電施設に関する手続フロー（赤字部分が改正事項）



**神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例及び施行規則
の一部改正に関する意見募集手続の結果**

1. 意見募集の実施期間

令和2年3月2日（月）から令和2年4月1日（水）まで

2. 実施結果

(1) 意見総数 6通

(2) 意見の概要及び市の考え方

	主な意見	本市の考え方
事業規模・ 禁止区域に ついて	10ha 以下のものしか認めるべきでない。	改正の趣旨は、一律に設置を禁止するのではなく、大規模な太陽光発電施設に関する影響の低減を目的としています。
	地すべり地域や土砂災害警戒区域が数100m内にある場合は開発を認めるべきではない。	現行条例で禁止区域としている土砂災害警戒区域は、災害時に発生した土石流等が到達する区域であり、太陽光発電施設の損壊等、二次被害による影響を考慮した上で指定しています。
情報開示 について	定期報告について誰にでも開示閲覧できるようにすべき。	定期報告の記載内容は個人情報を含むため、開示にあたっては神戸市情報公開条例に基づき対応いたします。
	小学校区や、景観に影響のある広い地域の住民への説明会を実施すべき。 説明会の開催について、各戸へのチラシの配布等、近隣住民への周知を徹底するよう義務付けるべき。	現行条例においても近隣関係者への説明等を義務付けており、「神戸市環境影響評価等に関する条例」（以下「アセス条例」と言う。）に基づく手続が必要である大規模施設の設置にあたっては、同条例に基づき、事業予定地の区全体を関係地域として、適切な周知を行った上で住民説明会の実施を義務付けています。
維持管理 について	月に1回、週に1回のパネル設置面の巡回報告をすべき。	現行条例においても、施設基準として「電気事業者における再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく保守点検及び維持管理を義務付けています。

自然環境の保全について	希少動植物を守る観点を書き込むべき。	希少動植物の保護については、5ha以上の大規模事業についてはアセス条例，その他の事業については「神戸市生物多様性の保全に関する条例」に基づき必要な保全措置を講じることとしています。
	自然の乱開発の規制と情報公開を義務付けるべき。	アセス条例に基づく手続が必要である大規模施設の設置にあたっては，同条例に基づき，自然環境や景観等への環境影響を示した図書の公表や，図書に対する住民意見の聴取，区単位を基本とした住民説明会の実施等の手続を定めています。
	森林の残置率を80%，50ha以上の時は90%以上確保すべき。	残置森林の割合については「緑地の保全，育成及び市民利用に関する条例」による基準よりもさらに厳しくなるよう基準の引き上げを行います。50ha以上の太陽光発電施設については，兵庫県「太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例」に定める基準と同等といたします。
生活環境の保全について	騒音，低周波等に関する周辺住民への被害に対し，厳格な罰則強化と事業者名の公開を盛り込むべき。	<p>現行条例においても，施設基準として騒音影響の低減に関する事項を定めており，生活環境に重大な影響を及ぼすおそれがあると市長が認める場合においては，必要な措置について勧告・命令を行うことができ，勧告に従わない事業者は公表できる規定を定めています。</p> <p>低周波音については法的な基準等がないのですが，苦情・相談が寄せられた場合は事業者配慮を求めてまいります。</p>